講習料等収益	△ 14,584			
その他雑収入	△ 13,543			
臨時利益	△ 460	△ 1,083,464		
業務費用合計				3,184,552
Ⅱ　損益外減価償却等相当額				305,749
Ⅲ　損益外減損損失相当額				―
Ⅳ　損益外利息費用相当額				758
Ⅴ　損益外除売却差額相当額				2,208
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			△	3,001
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			△	173,383
Ⅷ　機会費用				
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	7,836			
政府出資等の機会費用	74,799			82,635
Ⅸ　国立大学法人等業務実施コスト				3,399,519

重要な会計方針

1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金については費用進行基準を、運営費交付金の特別経費、特殊要因経費の一部及び補正予算により措置された運営費交付金については、業務達成基準及び費用進行基準を、また、「国立大学法人上越教育大学の業務達成基準に関する基準」に基づき学長の承認を得たプロジェクト事業については業務達成基準を採用しています。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としていますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

なお、受託研究等収入で購入した償却資産については、当該受託研究等期間を耐用年数としています。

建物	3～50年
構築物	3～50年
機械装置	8～14年
工具器具備品	2～20年
車両運搬具	5～6年

また、特定の償却資産（国立大学法人基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人基準第89）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内使用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいています。

3．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされない教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上することとしていますが該当する教職員がいないため計上していません。

また、上記以外の役員及び教職員の賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しています。

4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第86第4項に基づき計算された自己都合により退職した場合に支払われる退職一時金に係る退職給付金の当期増加額を計上しています。

5．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しています。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の平成26年3月末利回りを参考に0.640％で計算しています。

6．リース取引の会計処理

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

7．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

注記事項

（貸借対照表関係）

役職員の運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額は、2,698,663千円です。

役職員の運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額は、175,127千円です。

（損益計算書関係）

注記事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	723,990千円
現金及び現金同等物	723,990千円

2．重要な非資金取引

該当事項はありません。

（業務実施コスト計算書関係）

引当外退職給付増加見積額のうち、11,458千円は地方公共団体からの出向職員に係るものです。

（減損関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債に限定し、資金調達のための借入れは行なっていません。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人法第47条の規程に基づき、行っております。

また、未収学生納付金収入については平成26年度入学者に係る入学料免除申請額等であり、翌事業年度において免除許可等を行い、奨学費を除いて入金予定となっています。